

平成 28 (2016) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法 (民事訴訟法)

1. 以下の小問 (1) 及び (2) について、答えなさい。

(1) 民事裁判にとって必要とされる資料 (裁判資料) は、訴訟資料と証拠資料に分類される。簡潔に、それぞれの意味を説明しなさい。

(2) 民事訴訟における弁論主義の第一原則は、証拠資料が訴訟資料に代替することを禁じる原則と言われる。その意味を説明しなさい。

2. 以下の〔設例〕について、〔問い〕に答えなさい。

〔設例〕

XとYは、ともにA大学経済学部の卒業生であり、卒業後も親交を続け、15年ばかりが過ぎていた。

Xは、2009年1月15日、Yに対して200万円の現金を貸し渡した (弁済期限は2010年1月15日)。当時、Yは、家業である呉服の卸売業を営んでいたが、呉服卸売業からゲーム機の卸売業に事業を転進するため、Xから200万円を資金調達したのである。

Xは、2015年6月1日、Yを相手取り、金200万円の貸金返還請求訴訟を提起した。同年7月15日、両者出席のもと、第1回口頭弁論期日が開かれ、X・Yともに訴訟代理人を選任せず (いわゆる本人訴訟)、訴状の陳述、答弁書の陳述及び原告側・被告側準備書面の陳述がされた。この中で、Yは、Xの請求・主張を争うとともに、2011年1月15日に50万円を弁済した旨の抗弁を提出した。Xは、その認否において、このYの抗弁事実について「認める。」と陳述した。

2015年9月2日の第2回口頭弁論期日において、Yは、第1回口頭弁論で主張した一部弁済の抗弁を取り下げる旨を陳述し、かわりに5年の商事消滅時効 (商法522条) に基づいて本件貸金返還請求権の消滅を主張した。Xは、第1回口頭弁論でYから主張された50万円の一部弁済の事実は確かに存在し、このような一部弁済の事実は、時効の中断事由である承認 (民法147条3号) にあたるとして、Y主張の商事消滅時効の成立を否定する再抗弁を提出した。Yは、商事消滅時効について、そもそも一部弁済の事実がない以上、再抗弁は認められないと争った。

〔問い〕

裁判所が、①一部弁済の抗弁を取り下げるYの主張を認め、かつ、②Xが主張する一部弁済の事実を認定したうえで、150万円の支払を命ずる判決をしたとする。①、②について、それぞれ弁論主義の観点から問題がないことを、理由を付して説明しなさい。